

RED BULL FOILING GENERATION
イベント帆走指示書



1. SSI のルール改正

3.6 旗

RRS レース信号に付随して、以下の旗を使用する：

旗	艇による信号	RCI/アンパイアによる信号
赤色旗	ヒアリングリクエスト	タックペナルティー
黄色旗	—	ジャイブペナルティー
IC Y,(黄色とオレンジ色旗)	デシジョンリクエスト	—
黒色旗	—	失格
緑色と白色旗	—	ペナルティーなし
ピンク色旗	—	情報不十分・ペナルティーなし
し		

継続してレースが行われる場合、VHF もしくは支給される UHF ラジオを通して指示が出される。

14 ペナルティーシステム

14.2 規則 44.1 を変更し、2 回転ペナルティーと 1 回転ペナルティーはタックペナルティーとジャイブペナルティーに変更する。

2. 競技者への伝達

2.1 公式掲示板は Red Bull Foiling Generation テントの北東側に設置する。

2.2 オンライン掲示板(E-ONB)のリンク先は www.wakayama-sailing.org

2.3 陸上で発する信号はクラブハウス前、Red Bull Foiling Generation の南側のフラッグポールを使用する。

2.4 レースオフィスは公式掲示板横の Red Bull Foiling Generation テント内に設置する。

3. デイリーブリーフィングとレース日程

3.1 スキッパーズミーティングは毎朝 8:30 より Red Bull Foiling Generation テント内で行う。

3.2 レース日程

日にち	予告信号
4/17(金)	10:30 - 予告信号
4/18(土)	10:30 - 予告信号
4/19(日)	10:30 - 予告信号

添付資料 A

レース海面、帆走禁止区域





添付資料 B

マークとコース説明

マーク

スタート/フィニッシュ - 青色 Red Bull Foiling Generation 旗を掲げたボートと白色円錐マークとの間とする。

マーク 1 - 青色円錐マーク

ゲート 2a/3b - 赤色円錐マークを風下のゲート

ゲート 3a/3b - 黄色円錐マークを風上のゲート

コース

風下 - 風上コース

コース 1 : スタート-マーク 1 (ポート回航) -ゲート 2a/2b-ゲート 3a/3b-マーク 1 (ポート回航) -フィニッシュ

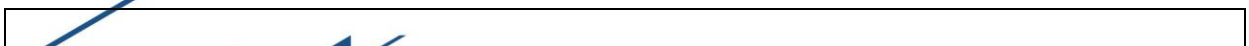
コース 2 : スタート-マーク 1 (ポート回航) -ゲート 2a/2b-ゲート 3a/3b-ゲート 2a/2b-ゲート 3a/3b-マーク 1 (ポート回航) -フィニッシュ

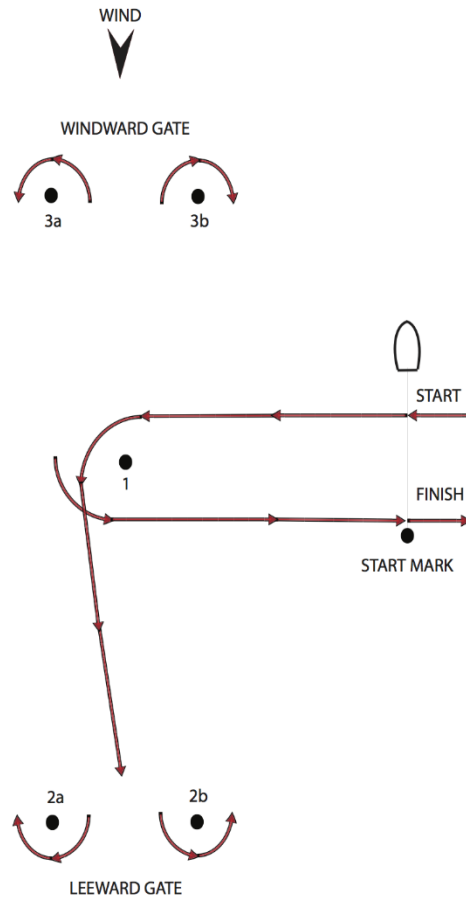
風上 - 風下コース

コース 3 : スタート-マーク 1 (スターボード回航) -ゲート 3a/3b-ゲート 2a/2b-マーク 1 (スターボード回航) -フィニッシュ

コース 4 : スタート-マーク 1 (スターボード回航) -ゲート 3a/3b-ゲート 2a/2b-ゲート 3a/3b-ゲート 2a/2b-マーク 1 (スターボード回航) -フィニッシュ

この添付図はマークの配置を示す





添付資料 C

オンウォーターアンパイアルール

アンパイア スタジアムスタイル レーシングルール

Q1 競技規則の変更 Q1.1 定義および第2章と第4章の規則の変更

・(a) フィニッシュの定義の変更：“ペナルティーを全て解消した状態で、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき、艇はフィニッシュするという。ペナルティーを解消し、完全にフィニッシュ・ラインを横切るまで、フィニッシュしたと記録してはならない。”

・(b) 定義「プロパーコース」に以下を追加する：「ペナルティーコースを履行またはペナルティーを履行するために操船している船は、プロパーコースを帆走していない」

・(c) 第13章の規則の変更

13 タック又はジャイブする場合

13.1 艇は、風位を越えた後クローズホールドのコースになるまでは他艇を避けなければならない。



13.2 ダウンウィンドを帆走している艇は、メインセールのフットが側インを越えてメインセールに風がはらむまで、もしくはダウンウィンドの帆走を終えるまでは他艇を避けなければならない。

13.3 規則 **13.1** または **13.2** が適用されている間は、規則 **10**、**11**、そして **12** は適用されない。しかし **2** 艇が同時にこの制限に従わなければならない場合には、ポート側にいる艇、または後方にいる艇が、避けていなければならない。

・(d) 規則 **18.2(e)**の変更:”艇が内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることが出来ない場合には、マークルームを与える必要は無い。”

セクション 1

・(e) 規則 **18.3** の変更:「ゾーン内で艇が風位を超えて、その後マークをフェッチングしている艇と同じタックになる場合には、それ以降規則 **18.2** はそれらの艇間では適用されない。ただし、タックを行った艇がタックを終えた場合、」

・(a) 他艇はラフィングをしてオーバーラップを回避しても、艇にはマークルームの権利がある

・(b) 他艇はラフィングをしてオーバーラップを回避しても良いが、タックを返してもマークルームを要求する権利がある。

・(f) 規則 **20** が適用されている場合、声をかける事と共に以下の手信号が要求される:

・(a) タックするためのルームが必要な場合、繰り返し明確に風上を指す事;そして

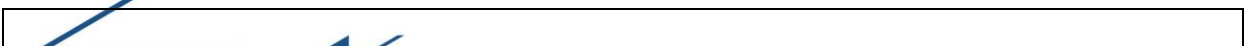
・(b) 相手艇にタックを要求する場合、繰り返し明確に相手艇を指し風上に向かって腕を振る事。

・(g) 規則 **22.3** の変更:”水面に対し行進している艇は、そうでない艇を避けていなければならない。”

・(h) 規則 **24.1** は変更され”常識的に可能な場合には、レース中で無い艇はレース中の艇またはアンパイア艇を妨害してはならない。”

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

・(a) 規則 **44** は次のように置き換える:艇が第 **2** 章に違反した場合(規則 **14** が適用される場合、損傷や怪我の場合を除く)もしくはレース中に規則 **31** または規則 **42** に違反した場合、次のペナルティーが課される:





- ・(1) 指示 Q 3.2(a)に基づきペナルティーを課せられた艇は、スタートは風上に帆走しているレグでジャイブペナルティーを履行しなければならない。
- ・(2) 指示 Q3.2(b)に基づき、風下のレグでタックペナルティーを履行しなければならない。
- ・(b) 規則 60.1 は次のように置き換える：“艇は他艇に対して抗議をすることができ、Q2.1, Q2.4, Q5.1, Q5.2, Q5.3 そして Q5.4 に対して救済要求をすることができる。”
- ・(c) 規則 61.1(a)3 文目、そして規則 61.1(a)(2)の全文を削除する。
- ・(d) 規則 64.1(a) は変更され、審問なしでアンパイアによるボートの追放はヒアリングなしで行えることとなる。これはこのアジェンダ上の全てのインストラクションより優先される。

Q2 艇による抗議と救済

Q2.1 レース中、艇は第 2 章または規則 31、42 に基づき他艇をプロテストすることができる；しかし艇は被害を受けたインシデントに対して第 2 章に基づいてプロテストを行わなければならない。プロテストを行う際は最初の妥当な機会に Y 旗をはっきりと掲揚する。Y 旗の降下は、インシデントに関与した艇がペナルティーを履行したのが確認できた場合、もしくはアンパイアの判断が確認できた時に行う。

Q2.2 Q2.1 のとおりに抗議する艇は、審問の資格はない。その代わりにインシデントに関与した艇は、規則 44.2 で示されてる 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。抗議された艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは指示 Q3.1 に規定されたとおり、艇にペナルティーを与えるかどうかを判定して信号を発する。

Q2.3 この先の使用を予測して残しておく。

Q2.4 次のことをしようとする艇は：

- ・(a) 指示 Q3.2 または Q4.2 、または規則 42、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に基づき他艇を抗議する。
- ・(b) 損傷又は損害を伴う接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。
- (c) 救済要求をする。

指示 Q5.4 と Q5.5 に基づく抗議に対し、同じタイム・リミットを適用する。プロテスト委員会は正当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長することができる。






Q2.5 この先の使用を予測して残しておく。

Q3 アンパイアの信号と課したペナルティー

Q3.1 アンパイアは次の通りに判定の信号を発する。

--



- (a) 長音 1 声を伴う緑色旗または緑色と白色旗  は、「ペナルティーを課せられた」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声を伴う黄色旗  は、「Q3.2(b)に基づきジャイブペナルティーが課せられた」ことを意味する。アンパイアはそのようなそれぞれの艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声を伴う赤色旗  は、「Q3.2(a)に基づきタックペナルティーが課せられた」ことを意味する。アンパイアはそのようなそれぞれの艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- (d) 長音 1 声を伴う黒色旗  は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- (e) 長音 1 声を伴うピンク色旗  は、「アンパイアは十分な情報が無いため迅速に公平な判断ができないとみなし、ペナルティーを課さない」ことを意味する。

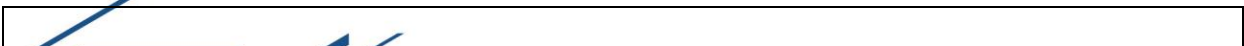
Q3.2 アンパイアに課せられるペナルティーは以下にある：

- ・(a) Q3.1(b)に基づきジャイブペナルティーを課せられた艇は、周りに艇がない事を確認し速やかに、メインセールが反対タックに回って風を受けるまでジャイブを行わなければならない。
- ・(b) Q3.1(c)に基づきタックペナルティーを課せられた艇は、周りに艇がない事を確認し速やかに、風向を通してベアをさせて新しいタックでクローズホールドにしなければならない。
- ・(c) Q3.1(d)に基づき失格とされた艇は、速やかにコースエリアを離れなければならない。

Q4

Q4.1 艇が次のことをした場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課すことができる。

- ・(a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。
- ・(b) 規則 42 に違反する。
- ・(c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となる。
- ・(d) 故意に規則違反する。
- ・(e) スポーツマンシップの違反を犯す。
- ・(f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。アンパイアは、指示 Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則 44.2 に記述されているとおりに履行すべき 1 つ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、あるいはそれ以上の処置のためにプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。





艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示

Q4.1(f)に基づきペナルティーを課された場合、最初のペナルティーは取り消される。

- Q4.2 (a) 艇は、正しくない側でマークを回航または通過してはならない。そうした場合には、その艇は規則 28.1 の規定のとおり誤りを正すことができる。ただし、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に行う場合に限る。
(b) 艇が指示 Q4.2(a)に違反し、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に誤りを正さなかった場合、アンパイアは指示 Q3.1(d)に基づきその艇を失格とすることができる。

- Q4.3 自身の観察またはあらゆる情報源から受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a)に違反したかもしれない、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判断したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置のためにプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除く、規則 14 違反の申し立てはプロテスト委員会に通知しない。

- Q4.4 他艇を避けなければいけない艇(ルームやマークルームを得る資格が無い艇)が規則 14 に違反して損傷または損害を他艇に加えた場合、アンパイアは Q3.1(d)に基づきその艇を失格とすることができる。

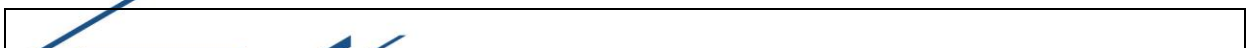
Q5 抗議、救済要求または審問の再開、上告、その他の手続き

- Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

- Q5.2 艇は、アンパイアまたはプロテスト委員会の不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のように変更する。「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

- Q5.3 (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はなく、口頭でもよい。(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で、証言を得たり審問を進めることができ、その決定を口頭で伝えることができる。(c) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判断した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、別の調整はペナルティーを課さないということもあり得る。

- Q5.4 レース委員会は、規則 43.1(c)または規則 78.3 に基づく報告を受けた場合を除いて、艇を抗議することはできない。





Q5.5 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。
テスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a)の違反、指示 Q2.1 の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議しない。

